

個人情報の取り扱い・お申込み規約

個人情報の取り扱いについて

1. 上池自動車学校（以下当社）がお預かりするお客様の個人情報は以下の者が管理いたします。
2. 個人情報保護管理者：上池自動車学校安全運転研修センター所長
お客様からお預かりする個人情報は以下の目的で使用させていただきます。
 - ・研修の実施
 - ・研修の確認、及び請求書の発行・発送
 - ・お客さまに有効と思われる研修サービス関連の情報のご案内
 - ・その他研修サービスに関する運用
3. お客様からお預かりする個人情報を第三者へ委託することはありません。
4. 法令に基づく場合など正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なしに個人情報の第三者への提供はいたしません。
5. 当社が保有する個人情報について、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用・提供の拒否などの請求があった場合には、本人であることを確認の上で当社の定める書類にて対応いたします。なお、書類の返却は行っておりません。
6. 個人情報のご提供は任意ですが、ご提示いただけない場合はサービスの一部を提供できないことがあります。
7. 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。

お申込み規約

第1条（適用）

本規約は、お客さま（以下「甲」という。）が上池自動車学校（以下「乙」という。）に対し、乙所定の第2条に定める申込書に記載された甲の従業員等に対する車の運転に関する教育研修（以下「本研修」という。）を乙が実施することに関する甲乙間の一切の關係に適用される。

- ①本研修の企画・設計
- ②本研修において使用する教材の作成
- ③本研修の教習指導員（以下「講師」という。）の手配
- ④本研修の実施
- ⑤その他前各号に関連する業務

第2条（申込み・申込み内容の確定等）

1. 甲が乙に提出する申込書は、乙の指定様式とし、その必要内容を記入することとする。
2. 甲は研修を希望する最短の日より15日前迄に第1項に基づき乙へ申込書をFAX又はメールにて提出をする。
3. 甲が乙に申込書を送付し、申込書記載の申込日から5営業日以内に乙が異議を述べない限り、当該申込書記載の申込日をもって、甲乙間の本研修に関する契約が成立する（以下、成立した契約を「本契約」という。）。なお、第3条3項および4項の支払いの確認後、乙から甲に交付される「研修準備確認書」をもって本研修の内容は確定する。
4. 前各項にかかわらず、本契約に関して甲乙間で別途契約書（以下「別途契約」という。）を締結した場合、別途契約の内容と本規約の内容が異なるときは当該内容については別途契約を優先し、それ以外の本規約の内容はなお甲乙間に適用される。
5. 以下の日程に関しては乙の業務上、本研修の申込みは出来ないものとする。
 - (1) 土曜日・日曜日・祝祭日
 - (2) 7月20日から9月10日
 - (3) 12月20日から翌年4月15日

第3条（料金・請求方法等）

1. 本研修のプランおよび料金は、下記の表のとおりとする。

受講人数	1名	2名	3名以上
4時限研修プラン	26,400円（税込）	44,000円（税込）	17,600×（人数）円（税込）
3時限研修プラン	19,800円（税込）	33,000円（税込）	13,200×（人数）円（税込）
2時限研修プラン	13,200円（税込）	22,000円（税込）	8,800×（人数）円（税込）
運転診断プラン	6,600円（税込）	11,000円（税込）	4,400×（人数）円（税込）

2. 1時限は50分とし、甲および乙の疲労回復のため、各時間10分間の休憩を設ける。

3. 乙は、本契約後（本研修前）に第1項の料金に従い、甲に対して請求書を発行しメール又は郵送にて送付する。

4. 甲は、前項の請求書により請求された額を請求書記載の期日（本研修日の14日前）までに、乙の指定する金融機関の口座に振込むことにより、支払う。なお、振込に要する費用は甲の負担とする。

5. 事前に協議した以外の作業が発生した場合には、その都度甲乙が協議して書面でその額を定める。

第4条（実施場所・設備等）

1. 本研修の実施場所は、甲の指定する施設（以下「実施場所」とする。）とする。

2. 乙は、本研修を実施するために必要な設備・機材等（以下「設備等」という。）を準備し、甲に提供する。

3. 甲は、実施場所および設備等を善良な管理者の注意をもって使用し、本研修実施以外の目的に使用してはならない。

4. 甲は、甲の所有する車両を使用して本研修を希望する場合、実施場所は乙の指定する場内コースのみとする。

第5条（遵法義務）

1. 乙は、本業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」等関連する諸法令を遵守する。

2. 甲は、本業務の実施にあたり、道路交通法を遵守する。

第6条（機密保持）

乙は、本研修実施の過程で知り得た、甲の技術上、営業上その他の業務上一切の事実・資料等の情報（以下「機密情報」という）を本研修ならびにその他本規約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による同意なしに当該目的を遂行する上で知る必要のある乙の役員、従業員以外に開示、漏洩等してはならず、また、一切これを第三者に開示、漏洩などをしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについては、この限りではない。

①情報を入手した時点で既に公知のもの、または入手後乙の責によらずして公知となったもの

②情報を入手した時点で既に乙が保有しているもので、そのことが立証できるもの

③正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

④乙が独自に開発したもので、入手情報によらないもの

⑤法律、規則、政府ないし裁判所の命令等によって開示が義務づけられたもの

第7条（情報・資料の管理）

1. 乙は、甲から提供された資料等を甲に返還するまでの間、本研修ならびにその他本規約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、また甲の事前の承諾なしにこれらを複製しない。

2. 乙は、前項の資料等を、責任をもって厳重に管理する。

第8条（教材などの権利の帰属）

本研修の履行過程において乙によって作成された教材にかかる著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、従前から甲に帰属する著作物を含む場合を除き、乙に帰属する。ただし、乙は、甲に対して、本研修の実施の目的の範囲に限定して、これら著作物の利用を許諾する。

第9条（写真撮影・録画・録音の禁止）

甲は、乙の実施する本研修について、写真撮影、録画、録音またはそれに準ずる行為を行わない。

第10条（中途解約）

甲は、甲の事情により本研修の実施を中止または日程変更する場合は、事前に乙に通知するものとし、当該通知日に応じて次のキャンセル費用を乙に支払うものとする。なお、その際発生する手数料は第3条4項に従うものとする。

キャンセル/日程変更確定日

（実施予定日が起点） キャンセル費用

15日より前 不要

14日前から2日前まで 研修実施費用の50%

前日から当日まで 研修実施費用の100%

(1) 研修予定日の15日より前：キャンセル費用は不要

(2) 研修予定日の14日前から2日前まで：キャンセル費用として、研修実施費用の50%

(3) 研修予定日の前日から当日まで：キャンセル費用として、研修実施費用の100%に加え、テキスト印刷費、研修準備物等の送付にかかった実費

第11条（権利義務の譲渡等の禁止および再委託の取扱い）

1. 甲および乙は、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく、本規約から生じる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、または処分してはならない。
2. 前項にかかわらず、乙は、本規約の定めに基づきまたは予め甲の書面（電子メールを含む）による承諾を得て本業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に対し自己が本規約において負担するのと同じ義務を課し、当該第三者の行為（不作為を含む）について甲に対して連帯して責任を負う。

第12条（契約の解除および損害賠償）

1. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面により相当の期間を設けて催告し、なお当該事態が是正されないときは、本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を当該相手方に請求できる。
 - ① 正当な事由なく本規約に定める義務を履行しないとき
 - ② 本規約への違反その他著しく不信義な行為があったとき
2. 本研修中に甲が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本研修を中止し、修理費用等の併せ被った損害の賠償を乙へ支払うものとする。
 - ① 担当する講師の指導に従わなかったとき
 - ② 道路交通法に違反したとき
 - ③ 原因や過失責任に関わらず交通事故が発生したとき
 - ④ その他、学校の秩序を乱したと乙が判断したとき

第13条（協議事項）

本契約および本規約に定めのない事項もしくは本契約および本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。